

(広整振会員以外の方)

『車両積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可』のための研修会開催について

平成23年9月1日の道路運送法改正で「車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る取扱い」制度が変更され、自家用自動車の積載車を利用した事故車等の排除業務に係る有償運送は、国交省が指定した日整連などの事業団体が行う研修の受講等、一定の要件を満たすことで国交省より許可される事となりました。

つきましては、今年度の標記研修会を下記の日程で開催いたしますのでお知らせいたします。

【受講対象者】

- ①新たに有償運送の許可を受けようとする方
- ② 2024年(令和6年)10月末までに現在の許可期間が満了し、継続して許可を受けようとする方

記

1. 会場及び日時

【広島会場】 広島会場のみでの開催になります。

日 時 令和5年10月31日(火) 10:00~16:00

定 員 40名(広整振会員以外の方)

※申し込みが定員に達しましたら、募集を締め切ります。

会 場 広島市西区観音新町四丁目13-13-3

(一社) 広島県自動車整備振興会 2階会議室

2. 申込期間

【広島会場】 令和5年8月31日(木)まで

※申込期間を超えての受付はお断りしております。

3. 申込方法

受講申込書をファックスにてお申込み下さい。

FAX 広島会場 082-532-5524

4. 受講料

受講料 ￥8,700円

テキスト代 ￥500円

*テキストは令和5年度版(橙色)に変更となりましたので、テキスト購入が必要です。(受講料等は当日、受付にてお支払い下さい。)

5. その他

- 車積載車とは、一般的な車積載車等の他に二輪車を搬送するためのバンや軽トラック等も含まれます。
- 同一事業者で、複数の事業場に車積載車をお持ちの場合、1事業者1名の受講で複数の事業場の車積載車の許可申請を行うことができます。
- 有償運送許可の申請は“単独申請”で行っていただきます。

単 独 申 請

単独で運輸支局等に申請を行っていただきます。

(振興会会員外の方、個別で申請される方、広島県外で申請される方等)

注意事項

○研修会終了後すぐに申請書類一式を提出される方は事前に、当会ホームページのNEWS新着情報から申請書一式を印刷及び記載等を行い、運輸支局に提出をして下さい。

- ① 有償運送許可申請書 (様式2 単独申請用) ※押印不要
- ② 有償運送許可証 (様式2-2 単独申請用)
- ③ 車両使用承諾書 (申請者と使用者又は所有者が異なる場合のみ) ※押印不要
- ④ 車検証コピー又はアプリより印刷した自動車検査証記録事項
- ⑤ 任意保険証等のコピー (対人無制限であること)
- ⑥ 研修の受講状況 (受講証明書)

※①～③は当会ホームページの新着情報より印刷可能です。

※⑥は研修会終了時にお渡しする予定です。

※申請書類等の印鑑は、個人は認印、法人は社印 (角印以外) を押印して下さい。

○後日申請も可能です。申請書等の記載方法は研修内で説明させていただきます。

令和 年 月 日

広島県自動車整備振興会 行き

広整振会員以外の方

車両積載車による事故車等の排除業務に係る
有償運送許可のための研修会

受講申込書

◆ 広島会場 送信先：FAX 082-532-5524

【ご注意】 当会から「受付完了」のご連絡やご案内等はおこなっておりません。当日、ご予約をお忘れないようお越してください。

会場	広島会場のみ	定員 40名	令和5年10月31日(火)	
事業場名				
受講者名				
電話番号			FAX 番号	
現在許可を受けて いる許可期間				

*テキストは令和5年度版（橙色）に変更となりましたので、テキスト購入が必要です。（受講料等は当日、受付にてお支払い下さい。）